

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業助成金交付要綱

(制定) 令和5年4月14日付5都環公地温第260号理事長決定

(改正) 令和5年8月22日付5都環公地温第1835号理事長決定

(改正) 令和6年1月29日付5都環公地温第3587号理事長決定

(改正) 令和6年5月20日付6都環公地温第734号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業実施要綱（令和5年2月1日付4環気地第171号。以下「実施要綱」という。）第10条第一号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業（以下「本事業」という。）の助成金（以下「本助成金」という。）の交付等に関する必要な手続き等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次条に定める助成対象事業を実施する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第二号に規定するものをいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- 五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、実施要綱第5条及び住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業事業プラン登録要綱（以下「プラン登録要綱」という。）第4条の要件を全て満たすものであって、かつ、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 プラン登録要綱に基づき、あらかじめ登録された事業プランであること。
- 二 事業プランの登録の日から令和9年度末までに、住宅所有者（太陽光発電システム等を設置する部分が住宅に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の全員の共有に属する場合にあっては、当該住宅に係る同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人）と助成対象者との間で初期費用ゼロサービスに係る契約（以下「初期費用ゼロサービス契約」という。）が締結されたものであること。
- 三 初期費用ゼロサービス契約の締結時に、当該契約に係る事業プランについて、プラ

ン登録要綱第8条による取消し又は第12条第2項による抹消がされていないこと。

四 実施要綱第5条第六号のイに規定する蓄電池システムは、国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

- 2 前項第一号、第二号の規定にかかわらず、令和6年3月31日までにプラン登録要綱第6条の規定による登録の決定を受けた事業プランについて、令和6年4月1日から同年5月31日までに同要綱第9条第1項に規定する申請を行い、同要綱第9条第3項に規定する通知を受けた事業プランは、同年4月1日以降に締結された初期費用ゼロサービス契約により設置された機能性PVを、実施要綱第6条第1項(1)ウの対象とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、予備又は将来用のものは助成の対象としない。

(助成金額)

第5条 助成金の交付額は、実施要綱第6条に規定する額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「交付申請者」という。)は、初期費用ゼロサービス契約の締結及び当該契約に基づく太陽光発電システム等の設置後、次に掲げる日のいずれか早い日までに、助成金交付申請書(第1号様式)の他、別表に掲げる書類を公社に提出しなければならない。ただし、特別な理由があると公社が認める場合は、この限りではない。

一 初期費用ゼロサービス契約締結日から1年を経過する日

二 令和10年3月31日

- 2 公社は、申請を先着順に受理するものとし、提出された申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公社は予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請のうち、予算残額を超えない申請案件について抽選を行い、提出された申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 公社が受付した申請書類に不備がある場合において、交付申請者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して3か月以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなす。

(助成金の交付決定及び助成金の交付額の確定)

第7条 公社は、第6条第1項の助成金交付申請書の提出を受けた後、審査を開始し、書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前項において、本助成金の交付を決定した場合にあっては、交付すべき本助成金の交付額の確定を行い、助成金交付決定通知書(兼助成金額確定通知書)(第3号様式)により、その旨を交付申請者に通知するものとする。
- 3 公社は、前項の決定において、本助成金の不交付を決定した場合にあっては、助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける交付申請者(以下「被交付者」という。)に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 被交付者及び助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)のもととなる初期費用ゼロサービスの利用者でサービス利用料の低減等を通じて本助成金の還元を受ける者(以下「被交付者等」という。)は、この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理すること。
- 二 公社の指定する者が、本事業の目的を達成するために現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
- 三 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに、公社に当該資料、情報等を提供すること。
- 四 助成事業のもととなる初期費用ゼロサービス契約により設置した太陽光発電システム等(以下「対象設備」という。)について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。
- 五 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たり、本要綱、実施要綱、プラン登録要綱及びその他法令の規定を遵守すること。

(申請の撤回)

第9条 被交付者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第7条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第10条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成金の支払)

第11条 公社は、第7条第2項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに被交付者に対し、本助成金を支払うものとする。

(管理、譲渡等の報告等)

第12条 被交付者等は、対象設備について、初期費用ゼロサービス契約締結日から当該初期費用ゼロサービス契約の契約期間が満了するまでの間(以下「契約期間」という。)、善良

な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、当該被交付者等は、対象設備に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置を取らなければならない。

- 2 契約期間内に、被交付者等の氏名、住所等に変更が生じた場合、当該変更について、被交付者は、当該変更が生じた日からすみやかに、助成対象機器所有者氏名等変更届（第6号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 契約期間内に、譲渡等により対象設備の所有者が変更になった場合、当該変更について、被交付者及び当該変更後の所有者は、当該変更が生じた日からすみやかに、助成対象機器所有者変更届（第7号様式）を公社に提出しなければならない。この場合において、被交付者等における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、変更後の所有者に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等について、この要綱の規定中に「被交付者」とあるのは「変更後の所有者」に、「被交付者等」とあるのは「変更後の所有者等」に読み替えて、当該各規定を適用する。

（交付決定の取消し）

第13条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業における都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令並びに実施要綱、プラン登録要綱及び本交付要綱の規定に違反したとき。
- 2 公社は、前項の取消しを行う場合には、あらかじめ都と協議するものとする。
 - 3 公社は、第1項の規定による取消しを行う場合は、速やかに当該被交付者に助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。
 - 4 第1項の規定は、第7条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

（不正手続き等に対する措置）

第13条の2 公社は、被交付者等が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該被交付者等に対し、次の措置を講じることができる。

この場合において、被交付者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該被交付者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- 一 第7条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第15条の規定による違約加算金の納付
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(本助成金の返還)

第 14 条 公社は、前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付した本助成金があるときは、当該被交付者に対し、助成金返還請求通知書（第 9 号様式）により期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による助成金の返還請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を返還しなければならない。

3 被交付者は、前項の規定により助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 10 号様式）を提出するものとする。

4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による加算金及び第 16 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

第 15 条 公社は、前条第 1 項の規定による助成金の返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、当該被交付者が当該助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額に年 10.95 パーセントの割合を乗じた違約加算金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを納付しなければならない。

(延滞金)

第 16 条 公社は、第 14 条第 1 項の規定による助成金の返還請求を行った場合において、当該被交付者が公社の指定する期日までに、当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額に年 10.95 パーセントの割合を乗じた延滞金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを納付しなければならない。

(助成金等の一時停止等)

第 17 条 公社は、被交付者が、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による請求に対し、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について、当該被交付者へ交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(処分の制限)

第 18 条 被交付者等は、対象設備の処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し（対象設備の故障等に伴う交換を除く。）、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）を行う場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、当該対象設備の設置に伴う初期費用ゼロサービス契約締結日から 10 年を経過した場合は、この限りではない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第 11 号様式）を公社に提出するものとする。

3 公社は、前項の申請を受け、第1項に規定する承認を行うときは、当該申請をした被交付者に対し、取得財産等処分承認通知書（第12号様式）を送付する。

（初期費用ゼロサービス契約の変更）

第19条 被交付者は、本助成金の交付決定の通知を受けた助成事業において住宅所有者との間で締結した初期費用ゼロサービス契約について、契約内容の変更を行う場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、当該初期費用ゼロサービス契約締結日から10年を経過した場合は、この限りではない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、初期費用ゼロサービス契約変更申請書（第13号様式）を公社に提出するものとする。

3 公社は、前項の申請を受け、第1項に規定する承認を行うときは、当該申請をした被交付者に対し、初期費用ゼロサービス契約変更承認通知書兼請求額通知書（第14号様式）を送付する。なお、当該申請に伴い、第18条に規定する対象設備の処分を行う場合は、当該申請をした被交付者に対し、次に定める方法により算出した額を請求するものとする。ただし、当該算出において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 太陽光発電システムを処分する場合

請求額＝助成金額×（算定金額（太陽光）／（算定金額（太陽光）＋算定金額（蓄電池）））
×（低下する発電出力／交付決定時の発電出力）×（（120か月－初期費用ゼロサービス契約の契約経過月数）／120か月）

二 蓄電池システムを処分する場合

請求額＝助成金額×（算定金額（蓄電池）／（算定金額（太陽光）＋算定金額（蓄電池）））
×（低下する蓄電容量／交付決定時の蓄電容量）×（（120か月－初期費用ゼロサービス契約の契約経過月数）／120か月）

三 太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に処分する場合

一、二で算出した額の合計額

（初期費用ゼロサービス契約解除の制限）

第20条 被交付者は、初期費用ゼロサービス契約の解除を行う場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、当該初期費用ゼロサービス契約締結日から10年を経過した場合は、この限りではない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、初期費用ゼロサービス契約解除承認申請書（第15号様式）を公社に提出するものとする。

3 公社は、前項の申請を受け、第1項に規定する承認を行うときは、当該申請をした被交付者に対し、初期費用ゼロサービス契約解除承認通知書兼請求額通知書（第16号様式）を送付する。なお、当該申請に伴い、第18条に規定する対象設備の処分を行う場合は、当該申請をした被交付者に対し、次に定める方法により算出した額を請求するものとする。ただし、当該算出において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 太陽光発電システムを処分する場合

請求額＝助成金額×（算定金額（太陽光）／（算定金額（太陽光）＋算定金額（蓄電池）））
×（契約解除時の発電出力／交付決定時の発電出力）×（（120か月－初期費用ゼロサービス契約の契約経過月数）／120か月）

二 蓄電池システムを処分する場合

請求額＝助成金額×（算定金額（蓄電池）／（算定金額（太陽光）＋算定金額（蓄電池）））

× (契約解除時の蓄電容量 / 交付決定時の蓄電容量) × ((120 か月 - 初期費用ゼロサービス契約の契約経過月数) / 120 か月)

三 太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に処分する場合

一、二で算出した額の合計額

(助成事業の経理)

第 21 条 被交付者は、契約期間内、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整理しなければならない。

2 被交付者は、前項の書類について、公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度終了の日から初期費用ゼロサービス契約の契約期間が満了するまでの間保存しておかなければならない。

(調査等)

第 22 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り及び物件の調査に応じなければならないが、同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導・助言)

第 23 条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第 24 条 公社は、本事業の目的を達成するために、本事業の実施に関して知り得た交付申請者及び当該交付申請者と初期費用ゼロサービス契約を締結した住宅所有者（以下「交付申請者等」という。）に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）を、必要な範囲において、都に提供する。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た交付申請者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 25 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

第 26 条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和5年11月24日付5都環公総総第569号）第3条第2項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

（その他）

第27条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

- 2 要綱から明確に判断できない事項等、要綱の解釈に疑義が生じた場合は、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定するものとする。

別表（第6条関係）交付申請に必要な書類

No.	提出書類	様式番号	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	
2	誓約書	第2号様式	契約内容が事業プラン登録要綱第4条の事業プランの要件を満たしていることについて、住宅所有者への誓約書及び公社への誓約書を提出すること。
3	利用料金計画表（屋根借りの場合は、契約期間内の屋根の使用料合計額に助成金総額が加算されていることがわかる書類）		プラン登録されている、初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料の合計額から交付される助成金総額が控除されていることがわかる書類を提出すること。
4	初期費用ゼロサービスに係る契約書の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅所有者との契約書であること。 ・プラン登録されている契約書で締結されていること。
5	太陽光発電システム等の領収書及び領収書の内訳書等		<ul style="list-style-type: none"> ・機器費、工事費等の詳細内訳を明記すること。 ・太陽電池、パワーコンディショナー、蓄電池の型番を記載すること。
6	太陽光発電システム等の設置状況を示す写真		
7	太陽光発電システム等を設置した建物の全景写真		
8	太陽電池配置図		
9	保証書		太陽電池、パワーコンディショナー、蓄電池の型番を記載すること。
10	建物の登記事項証明書		
11	国等の補助金等を受けている場合にあっては、受領した交付額確定通知書等の写し		国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。
12	電気設備に関する施工証明書		初期費用ゼロサービスに係る契約日が建物の登記事項証明書の登記日（保存登記）から1年以内かつ既存単価を適用する場合に提出すること。
13	受電地点特定番号がわかる資料		
14	その他公社が必要と認める書類		